

【会議録】

実施日時：令和3年11月25日（木）14:00 から 15:50 まで

会議名	令和3年度越谷市労働報酬等審議会 会第2回会議	実施場所	中央市民会館5階 特別会議室
件名／議題	1 開会 2 議事 （1）協議事項 手元・見習い等に係る労働報酬下限額について 3 その他 （1）審議会の今後のスケジュールについて （2）報酬等の支払いについて （3）議事録の確認について 4 閉会		
出席者等	出席委員 江原委員、山本委員、高橋委員、濱口委員、戸石委員、斉藤委員 事務局 契約課：大熊課長、和田調整幹、小松主事		
会議資料	・会議次第 ・【協議事項】手元・見習い等に係る労働報酬下限額について【資料1】		
内容	別紙 会議録（要旨）のとおり		

合意・決定事項等

- | |
|--|
| ・手元・見習い等に係る労働報酬下限額について、様々な見方の意見があること、また、現時点では判断材料が少ないことから次回再度検討する。 |
|--|

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第2回会議の開会。

議事

(1) 協議事項 手元・見習い等に係る労働報酬下限額について（資料1） （事務局）

[定義]

- ・見習い・手元として従事する労働者と、年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者については、設計労務単価から定める労働報酬下限額とは、別に例外として下限額を設定している。

[経緯]

- ・見習い・手元の労働者に通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となる恐れがあることや、年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、雇用機会の減少を招くなど、労働者にとってかえって不利益となるおそれがあることなどの理由から、設計労務単価にある職種とは別に例外として、下限額を定める必要があるとの意見があり、条例制定以降、毎年下限額を特例として定めている。

[現在設定している下限額単価]

- ・軽作業員の労働報酬下限額を基準として、その下限額の80%として設定しており、現時点で1,688円で設定している。設計労務単価の上昇と共に、下限額も年々上昇している状況である。

[開会理由]

- ・令和3年3月の審議会において、労働者不足が問題となっており、見習い・手元の労働者の下限額を高く設定したほうがよい、下限額の設定方法が妥当か、検討が必要であるという意見があったため、ご検討いただきたい。

[市の単価水準について]

- ・軽作業員設計労務単価の72%で下限額を設定しており、見習い手元、年金受給の下限額を特例的に設定している自治体の中で1番高い水準で設定している。

[履行状況報告書における見習い等の状況]

- ・建設工事の対象案件については、毎年20件前後発注している状況だが、例年1件程度の案件において、見習い・手元及び年金受給者への支払いが履行状況報告書上で報告されている。

[審議内容]

見習い・手元等として従事する労働者、又は年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額について、現在より高く設定するのか、低く設定するのか、また現状維持とするのか、についてご協議をいただきたい。

【労働報酬下限額の説明に関する意見等】

○下限額の引き上げについて

肯定

- ・見習い手元について、各社が下限額より高い賃金で支払っている現状があることから、下限額を引き上げても各社の負担にはならないと考えられる。
- ・収入を調整する場合においても、下限額が高ければ労働時間を短くすることが可能である。
- ・建設業界は日雇いが多い現状であり、下限額を高く設定することで雇用の安定や労働者のやる気向上につながる。
- ・労働者不足の改善につながる。

否定

- ・見習いとそれ以外の労働者がいて、同額の給料を支払う場合、見習いの雇止めにつながる恐れがある。
- ・下限額を特例的に設定している自治体の中では、1番高い水準で設定されていることから、これ以上引き上げるための根拠に乏しい。
- ・年金受給者について、年金の支給調整基準に抵触した場合、年金支給額が減額される恐れがある。
- ・現在設定されている見習い・手元等の労働報酬下限額（1,350円）でも、1日に換算すると日給1万円を超すため、金額としては妥当である。
- ・労働報酬下限額は最低限の賃金を設定するべきで、賃金の引き上げは各社で行えば問題ない。

○下限額を特例で設定する必要性について

必要

- ・制度を変更する場合、理由が必要だが現時点で要望がない。

- ・収入を調整する働き方という選択肢を残しておくことで働き方の幅が広がる。
- ・見習い・手元等について特例的に労働報酬下限額を設定しない場合の、労働者への影響が不明である。
- ・履行状況報告書において、1件報告があり、また、人数も不明であり、現時点で判断に必要な材料が十分でないことから、下限額を特例で設定することが不要と判断することは難しい。
- ・各51種の見習い・手元の場合、51種の下限額の少し下の金額で賃金を支払っていることが多い。特例的に下限額を設定しない場合は、51種の下限額まで、その見習い・手元の賃金を引き上げる必要があり、事業者側に負担が生じる懸念がある。

不要

- ・年金額は人によって多種多様であり、収入の調整については各労働者が行えばよい。
- ・建設現場で年金を受給している労働者は数%にも満たないと思われる。また、支給調整額に抵触するほど年金をもらっている労働者も少ないと思われる。
- ・軽作業員の定義が人力による軽易な作業を行う労働者であり、見習い手元の定義と似ていることから下限額を特例的に設定しなくてもよいのではないかとと思われる。
- ・見習い・手元の下限額の基準となる軽作業員の定義の労働者自体が実際にはあまりいないのではないか。
- ・見習い・手元の判断は各社で行うため、定義が曖昧である。
- ・実際に年金受給者で年金を調整している労働者が少ないと思われる。

【見習い手元等に関する質疑】

Q 見習い・手元については年齢が若い労働者についてのみのことを指すのか

A 年齢は関係ない。一般的に入社して間もない労働者のことを指す。

Q 特例的に下限額を設定しない場合、見習い・手元等の下限額はどのように設定されるのか

A 5 1 種の職種に応じた下限額となり、見習い手元の労働者についても同様に賃金を支払う必要があることから、雇止めにつながる懸念がある。

Q 下限額を見習い・手元と年金受給者を別に設定している自治体はあるのか

A 現時点ではすべての自治体で同額が設定されている。

Q 履行状況報告書等で年金受給者の人数を確認する方法はあるか

A 現状確認する方法はない。賃金台帳の写しを提出させれば確認は可能だが、受注者の負担が大きいと思われる。

Q 労働者向けのアンケートで、年金受注者が下限額についてどう考えているかわかる設問はあるのか（高い・安い等）

A 現時点ではそのような設問は設定していない。

【その他意見】

- ・労働者向けのアンケートについて、年金受給者で収入を調整している労働者の数がわかるような設問を設定するなど工夫をしてほしい。
- ・次回の審議会において、議論可能な資料を準備して欲しい。

結論

今回は見習い手元等については様々な見方の意見があり、また、判断材料が十分でないことから、次回に持ち越しとするが、下記の方向で再度検討する。

- ・見習い手元 : 引き続き下限額設定
- ・年金受給者 : 引き続き下限額設定
- ・下限額 : 次回検討、現状維持も視野

その他

- ・越谷市労働報酬等審議会第3回会議の開催は令和4年3月中旬開催予定。
- ・議事録の内容を後日各委員にご確認していただく

閉会